

平成 18 年度

市 町 財 政 要 覧

福 井 県

はじめに

平成19年度の我が国経済は、一部に弱さがあるものの、景気は回復しています。企業部門の底堅さが持続し、景気回復が続くとみられていますが、改正建築基準法施行の影響により住宅建設が減少していること等から、回復の足取りが緩やかになると見込まれています。

政府は「希望と安心」の国を目指し、「自立と共生」の理念に基づき、安定した経済成長を図るとともに改革を進め、①活力ある経済社会の実現、②地方の自立と再生、③国民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るとしています。

平成20年度においては、「基本方針2006」「基本方針2007」等を踏まえ、成長力強化および地方の自立と再生に取り組むとともに、財政健全化に向けた歳出・歳入一体改革等を進めるとしています。

こうした中で、地方財政は引き続き大幅な財源不足の状況にあります。社会保障関係経費の自然増が見込まれることに加えて、地方債残高は依然として膨大なものであり、今後、その償還負担が高水準で続く見込みであり、将来の財政運営を圧迫することが強く懸念されます。

市町におきましても、現下の極めて厳しい地方財政の状況の中、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、また、歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務となっています。

さて、平成18年度の県内17市町における普通会計決算をみますと、職員等の削減による人件費の減少、平成16年7月に発生しました福井豪雨災害に伴う災害復旧事業が収束したことによる減少、市町村合併時の関連経費の減少等があり、歳入歳出ともに前年度を下回りました。

また全体的な傾向として、経常収支比率および実質公債費比率の県内平均は、いずれも全国平均を下回っているものの、市町平均は昨年度から上昇しており、財政の硬直化が進んでいます。

今後合併市町におきましては、合併のメリットを最大限に活かした効率的な行財政運営が求められるとともに、合併を選択しなかった市町におきましても、なお一層の行財政改革への努力が必要となります。

また、昨年6月には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、財政の早期健全化や再生、公営企業の経営健全化に関する法制が整備されました。平成19年度決算からは健全化判断比率等の公表が義務づけられていますので、市町においては必要な改善に取り組み、財政運営について住民への説明責任を果たしていく必要があります。

本書は、平成18年度の県内17市町の普通会計、公営企業会計およびその他の事業会計の決算、税收、公共施設の状況等をまとめたものであり、地方行財政運営に携わる皆様に広く御活用いただき、今後の行財政運営に役立てていただくことを祈念します。

平成20年3月

福井県総務部市町村課長

岩 田 俊 一

目 次

第一編	平成18年度市町普通会計決算の概要	
1.	決算規模について	1
2.	決算収支について	4
3.	歳入について	5
4.	歳出について	9
5.	財政運営指標について	15
6.	一部事務組合等決算の状況	18
第二編	数字でみた市町の姿	
1.	市町別概要	19
2.	地域指定の状況	24
3.	主要財政指標累年比較	26
4.	歳入歳出伸び率	55
第三編	市町普通会計決算の状況	
1.	決算収支の状況	59
2.	繰越額等の状況	60
3.	歳入内訳	61
4.	歳出内訳(性質別)	68
5.	歳出内訳(目的別)	75
6.	普通建設事業費の状況	80
7.	公債費の状況	92
8.	債務負担行為の状況	94
9.	公営企業等に対する繰出し等の状況	95
10.	積立金現在高等の状況	99
11.	貸付金の状況	101
12.	投資および出資金の状況	102
第四編	一部事務組合等普通会計決算の状況	
1.	決算収支の状況	103
2.	歳入内訳	104
3.	歳出内訳(性質別)	105
4.	歳出内訳(目的別)	106
第五編	市町村税	
1.	総括表	
(1)	平成18年度市町村税調定収入状況	107
(2)	平成18年度市町村税の税率一覧	109
2.	市町村民税の調定収入状況	111
3.	固定資産税の調定収入状況	113
4.	その他普通税の調定収入状況	114
5.	目的税の調定収入状況	115
6.	旧法による税の調定収入状況	115
7.	国民健康保険税の調定収入状況	116
8.	国民健康保険税の税率および算定の状況等	117
第六編	地方交付税	
1.	総括	
	平成18年度地方交付税の決定状況	119
2.	市町村別	
	平成18年度普通交付税の決定状況	120

第七編	公営企業会計決算の状況	
	公営企業会計決算の見方	121
1.	概要	123
2.	事業別経営の状況	127
3.	施設および業務概要	
	上水道事業	135
	簡易水道事業	137
	工業用水道事業	139
	ガス事業	139
	病院事業	140
	下水道事業	141
	観光施設事業	147
	港湾整備事業	148
	市場事業	148
	宅地造成事業	148
	駐車場整備事業	149
	介護サービス事業	150
	その他事業	151
4.	法適用企業の決算の状況	
	上水道事業	152
	工業用水道事業	160
	ガス事業	162
	病院事業	164
	下水道事業	168
	観光施設事業	170
	その他事業	172
5.	法非適用企業の決算の状況	
	簡易水道事業	174
	下水道事業	176
	港湾整備事業	182
	市場事業	182
	観光施設事業	182
	宅地造成事業	183
	駐車場整備事業	184
	介護サービス事業	185
6.	企業債現在高の状況	186
第八編	その他の事業会計決算の状況	
1.	国民健康保険事業	
	(1) 事業勘定	189
	(2) 直診勘定	194
2.	老人保健医療事業	196
3.	介護保険事業	
	(1) 保険事業勘定	199
	(2) 介護サービス事業勘定	203
4.	収益事業	205
5.	交通災害共済事業	206
第九編	公共施設の状況	
1.	公共施設の状況	207
第十編	平成18年度の地方財政	
1.	地方財政計画	229
2.	地方債計画	229
3.	県内市町の財政	229

市町財政要覧用語説明

1. 【普通会計】 市町における公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたもの。
2. 【公営事業会計】 市町の経営する公営企業、収益事業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、農業共済事業、交通災害共済事業、公益質屋事業および公立大学付属病院事業に係る会計の総称
3. 【形式収支】 歳入決算額－歳出決算額
4. 【実質収支】 形式収支－翌年度に繰り越すべき財源
当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越、繰越明許費繰越等の財源を控除した額。過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれる。
5. 【単年度収支】 当該年度の実質収支－前年度の実質収支
実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支
6. 【実質単年度収支】 単年度収支 ＋ 財政調整基金積立額 ＋ 地方債繰上償還額
－ 財政調整基金取崩額
単年度収支に実質的な黒字要素（財政調整基金積立額および地方債繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金取崩額）を差し引いた額
7. 【一般財源】 用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源。具体的には、普通税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、地方特例交付金および地方交付税
8. 【一般財源等】 一般財源に、一般財源と同様に使用される財源を加算したもの
9. 【自主財源】 市町が自主的に収入しうる財源。具体的には地方税、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金および諸収入
10. 【標準財政規模】 標準税収入額等＋普通交付税の額
市町の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの

11. 【標準税収入額等】 地税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法に定める方法により算定した収入見込額と各種交付金の収入見込額の合計

〔平成16年度〕

$$\left(\begin{array}{l} \text{特別とん譲与税収入額} \\ \text{地方道路譲与税収入額} \\ \text{石油ガス譲与税収入額} \\ \text{自動車重量譲与税収入額} \\ \text{航空機燃料譲与税収入額} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{収入額} \end{array} \right) \times \frac{100}{75} + \left(\begin{array}{l} \text{特別とん譲与税収入額} \\ \text{地方道路譲与税収入額} \\ \text{石油ガス譲与税収入額} \\ \text{自動車重量譲与税収入額} \\ \text{航空機燃料譲与税収入額} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{収入額} \end{array} \right)$$

〔平成17年度および平成18年度〕

$$\left(\begin{array}{l} \text{所得譲与税収入額} \\ \text{特別とん譲与税収入額} \\ \text{地方道路譲与税収入額} \\ \text{石油ガス譲与税収入額} \\ \text{自動車重量譲与税収入額} \\ \text{航空機燃料譲与税収入額} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{収入額} \end{array} \right) \times \frac{100}{75} + \left(\begin{array}{l} \text{所得譲与税収入額} \\ \text{特別とん譲与税収入額} \\ \text{地方道路譲与税収入額} \\ \text{石油ガス譲与税収入額} \\ \text{自動車重量譲与税収入額} \\ \text{航空機燃料譲与税収入額} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{収入額} \end{array} \right)$$

12. 【実質収支比率】 $\frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$

13. 【一般財源比率】 $\frac{\text{一般財源額}}{\text{歳入総額}} \times 100$

14. 【自主財源比率】 $\frac{\text{自主財源額}}{\text{歳入総額}} \times 100$

15. 【財政力指数】 $\frac{\text{錯誤前の基準財政収入額}}{\text{錯誤前の基準財政需要額}}$ の値の当該年度を含む過去3か年平均

16. 【基準財政収入額】 普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額

住民税、自動車取得税交付金等の収入見込みの75/100、地方譲与税、交通安全対策特別交付金などで算定される。

17. 【基準財政需要額】 普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体が標準的な行政を行った場合の財政需要を算出した額

18. 【経常収支比率】
$$\frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等収入額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

※ 平成12年度決算までは、分母の経常一般財源等収入額に減税補てん債、臨時財政対策債を加えないものを経常収支比率としていた。

19. 【経常経費充当一般財源等】 年々経常的に支出される経費に充当された経常一般財源等

20. 【経常一般財源等収入額】 地方財政法第4条の3に規定する一般財源の他に、使用料、手数料、財産収入等のうち、経常的に収入され、自由に使用される財源を加えた合計額

21. 【義務的経費比率】
$$\frac{\text{人件費} + \text{扶助費} + \text{公債費}}{\text{歳出総額}} \times 100$$

22. 【投資的経費比率】
$$\frac{\text{普通建設事業費} + \text{災害復旧事業費} + \text{失業対策事業費}}{\text{歳出総額}} \times 100$$

23. 【公債費比率】
$$\frac{A - (C + D)}{G + H - D} \times 100$$

A : 当該年度の普通会計債元利償還金（繰上償還分および転貸債分を除く）

C : 普通会計債元利償還金に充てられた特定財源

D : 普通交付税の算定において、災害復旧費、辺地対策事業債償還費、地域改善対策特定事業債等償還費、過疎対策事業債償還費、公害防止事業債（普通会計に属するものに限る。）償還費、石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための地方債償還費、地方税減収補てん債償還費、地震対策緊急整備事業債償還費、地域財政特例対策債償還費、臨時財政特例債償還費（普通会計に属するものに限る。）、災害復興等のための地方債利子支払費、財源対策債償還費、減税補てん債償還費、臨時税収補てん債償還費、合併特例債償還費、補正予算債償還費、公共事業等臨時特例債償還費、臨時財政対策債償還費および原子力発電施設等立地地域振興債償還費として基準財政需要額に算入された公債費（一部事務組合の地方債（その元利償還金に係る当該一部事務組合を組織する地方公共団体の負担金として平成14年度以降に債務負担行為が設定され、当該債務負担行為に係る支出がA'の②に算入されたものを除く。）に係るものを除く。）

G : 当該年度の標準財政規模

H : 臨時財政対策債発行可能額

24. 【起債制限比率】 $\frac{A' - (C + D + E)}{G + H - (D + E)} \times 100$

A' : 次の①②の合算額

- ① 当該年度の普通会計債元利償還金（繰上償還分および公営企業債分を除く）
- ② 公債費に準ずる債務負担行為に係る支出（施設整備費、用地取得費に相当するものに限る。）

E : 普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（普通会計に属する地方債に係るものに限る、一部事務組合の地方債（その元利償還金に係る当該一部事務組合を組織する地方公共団体の負担金として平成14年度以降に債務負担行為が設定され、当該債務負担行為に係る支出がA'②に算入されたものを除く。）に係るものを除く。）

25. 【実質公債費比率】 $\frac{A'' + B - (C + C' + D + D' + E + E' + F)}{G + H - (D + D' + E + E' + F)} \times 100$

A'' : 当該年度の普通会計債元利償還金（繰上償還分および公営企業債分を除く）（上記A'の①）から、満期一括償還地方債償還額を除いた額

B : 次の①～④の合算額（以下、「準元利償還金」という。）

- ① 満期一括償還の1年当たりの元利償還金に相当するもの（減債基金積立不足額を考慮する。）
- ② 公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金
- ③ 一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する補助金・負担金
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給など）
- ⑤ 一時借入金の利子

C' : 準元利償還金に充てられた特定財源

D' : 普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された準元利償還金に係る公債費

E' : 普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金に係る公債費

F : 普通交付税の算定において密度補正（地方債の元利償還額を基礎として算入されたもの）に限る、病院事業債の病床割分、水道事業債の給水人口割分等については除く。）により基準財政需要額に算入された公債費

26. 【公債費負担比率】 $\frac{\text{公債費充当一般財源等}}{\text{歳出総額充当一般財源等} + \text{歳計剰余金充当一般財源等}} \times 100$